

日本アンチ・ドーピング規律パネル決定

2016-008 事件

競技者氏名 : X

競技種目：自転車競技

標記事件につき、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

平成 28 年 12 月 26 日

日本アンチ・ドーピング規律パネル

副委員長 山内 貴博

山内貴博

聴聞パネル決定

日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）8.3.2 項に従って日本アンチ・ドーピング規律パネル委員長により任命された以下の各委員により構成される標記事件の聴聞パネルは、平成 28 年 12 月 26 日に開催された聴聞会（以下「本聴聞会」という。）の結果に基づき、本事件に関して、下記のとおり決定する。

平成 28 年 12 月 26 日

山内 貴博 山内貴博

森丘 保典 森丘保典

目崎 登 目崎登

記

[決 定]

- 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- 本規程 9 条及び同 10.8 項に従い、平成 28 年 10 月 8 日（検体採取の日）から同年 10 月 28 日（暫定的資格停止期間の開始日）までに獲得された競技者のすべての個人成績（第 71 回国民体育大会「希望郷いわて国体」自転車トラックレースにおける競技成績を含む。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- 本規程 10.2.1.1 項本文及び同 10.11.3.1 項に従い、平成 28 年 10 月 28 日より 4 年間の資格停止

とする。

[理由]

- ・ 平成 28 年 10 月 8 日に実施された競技会検査において競技者から 1-テストステロン (1-Testosterone) 及び 1-アンドロステンジオン (1-Androstenedione) の各代謝物が検出されたが、これらの物質は、2016 年禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S1.蛋白同化薬／1.蛋白同化男性化ステロイド薬 (AAS) ／a.外因性 AAS」において禁止物質とされているため、本規程 2.1 項に定める「禁止物質」に該当する。これに対して競技者は、B 検体についての分析を要求したが、A 検体と同一の検査結果であった。また、暫定聴聞会及び聴聞会において、上記の結果及びそこに至る手続過程に関して具体的な事由を挙げて争うことはなかった。
- ・ そこで、本件においては、競技者について本規程 2.1 項（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマークーが存在すること）の違反（以下「本違反」という。）が認められ、同 9 条及び同 10.8 項に基づき、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績（第 71 回国民体育大会「希望郷いわて国体」自転車トラックレースにおける競技成績を含む。なお、当該競技会を以下「本件競技会」という。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞（もしあれば）はいずれも剥奪される。
- ・ 上記検出物質は、「禁止物質」に該当するものである一方で、禁止表における「特定物質」には該当しないところ、本規程 10.2.1.1 項により、「競技者又はその他の人が、当該アンチ・ドーピング規則違反が意図的ではなかった旨を立証できた場合」を除き、資格停止期間は 4 年となる。また、本規程 10.2.3 項は、「『意図的』という用語は、第 10.2 項及び第 10.3 項において用いられる場合には、ごまかす行為を行う競技者を指す。したがって、当該用語は、競技者又はその他の人が、自らの行為がアンチ・ドーピング規則違反を構成することを認識した上でその行為を行ったか、又は、当該行為がアンチ・ドーピング規則違反を構成し若しくはアンチ・ドーピング規則違反の結果に至りうる重大なリスクがあることを認識しつつ、当該リスクを明白に無視したことを求めている。」と規定している。
- ・ 競技者は、ドーピング検査公式記録書において、7 日間以内に 8 種類のサプリメントを摂取していたことを自己申告しており、聴聞会において、平成 28 年 4 月以降に累計で 14 種類のサプリメントを摂取していたことを自認した。また、競技者は、14 種類のサプリメントの一部には、「TSP(TRUE・SAFE・PURE)承認プログラム」「アンチドーピング品質管理プログラム」「UKAS 基準 ISO 17025 承認」「ドーピング検査研究所 LGC」等のマークが付いており、他のサプリメントについても、違反物質が入っていないと謳っているもののみを使用していたと述べた。さらに、競技者の関係者（医師及び薬剤師）は、競技者が過去において 4 回のドーピング検査を受けたがいずれも禁止物質は検出されなかったこと、上記 14 種類のサプリメントのうち、直近のドーピング検査を受けた平成 28 年 4 月以降に摂取を開始した 3 種類のサプリメントを分析したところ、上記 2 種類の禁止物質は検出されなかったことを強く主張した。その上で、競技者及びその関係者は、禁止物質を使用しようなど微塵も考えていないとしたと主張する。

- ・しかし、仮に競技者の上記主張を信用したとしても、上記 14 種類のサプリメントはいずれも海外通販により入手したか、海外の業者が製造したものであり、「TSP(TRUE・SAFE・PURE)承認プログラム」なるもの自体、WADA 禁止物質リストに掲載されている全ての物質を TSP プログラムでは検査していないというのであるから、競技者が、アンチ・ドーピング規則違反の結果に至りうる重大なリスクを回避することに意を用いていたとは言い難い。
- ・以上に加え、競技者の検体からは 2 種類の禁止物質が検出されていることからすれば、競技者が本違反の結果に至りうる重大なリスクがあることを認識しつつ当該リスクを明白に無視したこと（本規程 10.2.3 項）、すなわち、本違反が意図的ではなかった旨を立証できなかったことは明らかであり、本規程 10.2.1.1 項本文が適用される。
- ・上記の各事情及び今回の違反が 1 回目の違反であることを考慮すれば、本規程 10.2.1.1 項の定めに基づき、競技者を 4 年間の資格停止とするのが相当である。
- ・なお、競技者の関係者は、上記 14 種類のサプリメントのうち、分析を行った 3 種類のサプリメント以外に、製造メーカーの変更があったサプリメント 3 種類の再分析をするよう求めたが、仮に当該サプリメントから上記 2 種類の禁止物質が検出されたとしても、上記結論を左右するものではないから、再分析の必要はないと判断する。
- ・本件では、競技者に対し、JADA 担当者による平成 28 年 10 月 28 日の通知以来、本決定に至るまで、本規程 7.9.1 項に基づく暫定的資格停止が課されている。したがって、同 10.11.3.1 項により、資格停止期間の開始日は同年 10 月 28 日とする。

以上より、上記の決定をするに至った。

以 上